

利用者負担額（保育料）について（案）

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担額（保育料）については、市町村が国の基準の範囲内で、認定区分ごとに定めることとされています。

松伏町の子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（保育料）について現段階での案を作成しました。（実際の利用者負担額（保育料）は、各年度の予算で確定します。）

（1）教育標準時間認定（市町村民税課税額額で区分）

推定年収	階層区分	利用者負担（保育料）	
		1号認定	
—	①生活保護	0	
～270万円	②町民税所得割非課税	9,100	
～360万円	所得割課税額	③77,100円以下	16,100
～680万円		④211,200円以下	20,500
680万円～		⑤211,201円以上	25,700

・第2子は半額、第3子移行は0円（小3以下の兄弟も含めて数えます。）

（2）保育認定（市町村民税課税額額で区分）

推定年収	階層区分	利用者負担（保育料）		
		3号認定 (0～2歳児)	2号認定 (3歳児)	2号認定 (4、5歳児)
—	①生活保護	0	0	0
～260万円	②町民税非課税	3,600	2,400	2,400
～290万円	③町民税所得割非課税	9,800	8,300	8,100
～330万円	町民税所得割課税額	④48,600円未満	11,700	9,900
～400万円		⑤72,800円未満	20,100	17,700
～470万円		⑥97,000円未満	24,000	21,600
～550万円		⑦133,000円未満	37,800	32,800
～640万円		⑧169,000円未満	40,000	33,000
～930万円		⑨301,000円未満	54,900	37,000
1130万円～		⑩301,000円以上	66,400	39,700

・母子家庭等の利用者負担額（保育料）は第2階層まで0円とします。

・第2子は半額、第3子以降は0円（就学前の施設利用児童を数えます。）

※推定年収は夫婦（妻は扶養範囲内のパート）と子ども2人の世帯とした場合のおおまかな目安です。